

令和7年第7回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第97号

佐伯市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (議案書4ページ)

大規模災害の被災地において、避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する緊急消防援助隊として消防活動に従事した消防職員に対し、国家公務員等との処遇の均衡が図られるように手当の額の見直しを検討するよう国から通知があったことに伴い、緊急消防援助隊として消防活動に従事した消防職員に支給する消防業務従事手当の額の見直しをしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 消防業務従事手当の額の見直し

大規模災害の発生区域において、緊急消防援助隊として消防活動に従事した消防職員に支給する消防業務従事手当を次のとおり改める（第7条改正関係）。

単位	改定前	改定後	増加額
1日につき	1,680円	2,160円	480円

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第 98 号

佐伯市火災予防条例の一部改正について (議案書 5 ページ)

本年 2 月に発生した岩手県大船渡市での林野火災を受けて、国において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防上必要な規定の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 「火災に関する警報の発令中における火の使用的制限」に関する事項

- ア 本条例上の「火災に関する警報」は、消防法第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確化する（第 29 条改正関係）。
- イ 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、当該規定を削除する（第 29 条第 7 号削除関係）。

(2) 「林野火災に関する注意報」に関する事項

- ア 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することとする（第 29 条の 8 第 1 項追加関係）。
- イ 上記アの注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、本条例第 29 条各号に定める火の使用的制限に従うよう努めなければならないこととする（第 29 条の 8 第 2 項追加関係）。
- ウ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、上記イの努力義務の対象となる区域を指定することができるることとする（第 29 条の 8 第 3 項追加関係）。

(3) 「林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用的制限」に関する事項

- 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、本条例第 29 条各号に定める火の使用的制限の対象となる区域を指定することができるることとする（第 29 条の 9 追加関係）。

(4) 「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」に関する事項

- ア 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることを明確化する（第 45 条第 1 号改正関係）。
- イ 消防長は、本条例第 45 条第 1 項各号に掲げる行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるることとする（第 45 条第 2 項追加関係）。

(5) 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

(担当課： 予防課)

議案第 99 号

佐伯市コミュニティセンター条例の一部改正について (議案書 7 ページ)

新たな地域コミュニティ組織づくりを進めている 3 地域（佐伯・佐伯東・鶴岡）の公民館を令和 8 年 4 月からコミュニティセンターに移行するほか、弥生保健センターを同月から弥生地域コミュニティセンター分館に移行しようとするものである。

弥生保健センターを弥生地域コミュニティセンター分館に移行する理由については、弥生地域コミュニティセンターはコミュニティ組織の活動拠点として本年 4 月に弥生地区公民館から移行した施設であるが、既存の貸館事業と社会教育事業の利用者が多く、来年度設立予定の弥生地域コミュニティ協議会の活動拠点として利用するためには、現行利用者との調整が必要となることが想定されている。また、当該施設には、調理室がないため、社会教育事業を始めとした施設利用に制限が生じていることや、当該施設が文化会館として建設されているため、大ホールを活用した大規模なイベントや講演会での利用に特化した施設であることなどから、地域活動の拠点施設としては利用しづらい施設となっている。このような中、本年 6 月に弥生地域新たな地域コミュニティ組織設立準備会から、集会などの利用に適した会場や調理室がある弥生保健センターをコミュニティセンター分館として活用することについての要望書が提出されたことを受け、施設の有効活用の観点から、弥生保健センターを弥生地域コミュニティセンター分館に移行しようとするものである。

なお、当該保健センターにおいて実施している健診事業等については、施設の利用調整により、引き続き行うこととしている。

＜主な改正の内容＞

(1) コミュニティセンターの名称及び位置並びに使用料の規定の追加

次に掲げる 4 地域コミュニティセンターの名称及び位置並びに使用料の規定を追加する（別表第 1 及び別表第 2 改正関係）。

名称
佐伯市佐伯地域コミュニティセンター
佐伯市佐伯東地域コミュニティセンター
佐伯市鶴岡地域コミュニティセンター
佐伯市弥生地域コミュニティセンター弥生中央分館

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（担当課：コミュニティ創生課）

議案第 100 号

佐伯市重岡ライスセンター条例及び佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例の一部改正について

(議案書 10 ページ)

「佐伯市重岡ライスセンター」及び「佐伯市直川米麦乾燥調製施設」については、市からの指定管理委託料の支払がなく、主に利用料金収入により管理運営を行っているが、昨今的人件費、電気料金、燃料費の高騰等に伴い、その管理運営に影響を及ぼしている。

このようなことから、指定管理者が今後、社会情勢の変化に応じた利用料金を設定できるようにするため、利用料金の上限額を改めようとするほか、両施設で相違している利用料金の区分、単位及び上限額を統一しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 佐伯市重岡ライスセンター条例の改正（第1条による改正）

利用料金の上限額を、次のとおり改める（別表改正関係）。

区分及び単位	改定前	改定後	増加額
乾燥調製（30 kg）	1,030 円	1,500 円	470 円
糀摺り（30 kg）	350 円	520 円	170 円

(2) 佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例の改正（第2条による改正）

利用料金の区分、単位及び上限額を、次のとおり改める（別表第2改正関係）。

区分及び単位	改定前
刈取り、乾燥調製、糀摺り（10 a）	37,700 円
乾燥調製、糀摺り（60 kg）	2,820 円
糀摺り（60 kg）	730 円



区分及び単位	改定前 (30 kg換算)	改定後	増加額
刈取り（10 a）	16,550 円	18,700 円	2,150 円
乾燥調製（30 kg）	1,045 円	1,500 円	455 円
糀摺り（30 kg）	365 円	520 円	155 円

(3) 施行期日

公布の日

（担当課：農政課）

議案第 101 号

佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について

(議案書 11 ページ)

佐伯市米水津ふるさと物産館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 102 号

財産の無償貸付けについて（佐伯サテライトオフィス及びその用地の各一部） (議案書 12 ページ)

佐伯サテライトオフィス及びその用地の各一部を「株式会社アシストメイト」に無償貸付けすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 無償貸付けする財産

① 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市鶴岡町 2 丁目	1794 番 3	学校用地	10,480 m ² のうち 71.55 m ²

② 建物

名称	所在	構造	床面積
佐伯サテライトオフィス オフィス B (2 階の一部)	佐伯市鶴岡 町 2 丁目 1794 番地 3	鉄筋コン クリート 造 2 階建	531.63 m ² のうち 71.55 m ²

(2) 無償貸付けの相手方

東京都板橋区高島平 1 丁目 79 番 3 号

株式会社アシストメイト

代表取締役 木村 秀和

(3) 無償貸付けの目的

オフィス系企業を誘致するために整備した佐伯サテライトオフィスへの入居を促進することで、若者が働きたいと希望する魅力ある職場の創出と情報通信関連企業の集積を通じて雇用人口の拡大等による地域経済の活性化を図るため

(4) 無償貸付けの期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで（5 年間）

（担当課：商工振興課）

議案第 103 号

佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について (議案書 16 ページ)

佐伯市シルバーワークプラザの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 104 号

市道路線の認定及び廃止について

(議案書 17 ページ)

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

認定・廃止の別	路線名	認定・廃止の理由
廃止及び認定	駅前中野線	当該路線は、海崎駅前区にある起点から、JR 線路を越え、中野東区にある終点に至る市道であるが、当該線路には保安設備（遮断機等）がなく、また、当該線路から終点までの間には人家もないことから、安全性及び交通状況を勘案し、当該路線を一旦廃止し、当該路線の終点を変更して、新たに市道路線として認定する。
認定	八迫中央線	当該路線は、八戸迫田区にある生活道路（私道）であるが、路面の状態が年々悪化しており、当該路線を通行する住民等の安全・安心な通行に支障を来していることから、当該地区から当該私道の所有者の寄附承諾を受けた上で、当該私道の市道への移管等の要望があったため、新たに市道路線として認定する。
認定	波越 3 号線	当該路線は、波越区にある集落の重要なアクセス道路（農道及び私道）であるが、幅員が狭く、一般車両を始め、緊急車両の通行にも支障を来していることから、当該地区から当該私道の所有者の寄附承諾を受けた上で、当該農道及び私道の市道への移管等の要望があったため、新たに市道路線として認定する。

(担当課：建設総務課)

議案第 105 号

佐伯市色利地区基幹集落センターほか 6 多目的集会施設等の指定管理者の指定について

(議案書 22 ページ)

佐伯市色利地区基幹集落センターほか 6 多目的集会施設等の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 106 号

佐伯市床木上生活改善センターほか 5 生活改善センターの指定管理者の指定について

(議案書 24 ページ)

佐伯市床木上生活改善センターほか 5 生活改善センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 107 号

佐伯市鶴見農産物等直売所の指定管理者の指定について

(議案書 26 ページ)

佐伯市鶴見農産物等直売所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 108 号

佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について

(議案書 27 ページ)

佐伯市深島みそ生産施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 109 号

佐伯市山口地区林業集会センターほか 2 林業集会施設の指定管理者の指定について

(議案書 28 ページ)

佐伯市山口地区林業集会センターほか 2 林業集会施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 110 号

工事請負契約の変更について（令和 7 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事）

（議案書 29 ページ）

令和 7 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事（令和 7 年第 6 回（9 月）市議会定例会において、その請負契約の締結について議決済み）において、作れい工及び覆砂工の作業量の増工に伴い、工事請負契約の一部（契約金額）を変更しようとするものである。

（1） 契約の相手方

佐伯市上浦大字津井浦 2 番地 1
東豊・盛田特定建設工事共同企業体
代表構成員 東豊海事建設株式会社
代表取締役 森崎 豪

（2） 契約変更事項

契約金額
変更前 220,687,852 円
変更後 229,240,000 円（8,552,148 円の増額）

【その他参考事項】

（1） 工事の主な変更内容

作れい工（ $L = 0 \text{ m}$ $V = 3,784 \text{ m}^3$ ）の増工
覆砂工（ $L = 11.1 \text{ m}$ $V = 3,784 \text{ m}^3$ ）の増工

（2） 工事内容の変更理由

工事受注者が着工前に行うこととなっている測量を実施した結果、潮流等の影響により、設計図面の地盤線と測量地盤線が一致しないことが判明したため、作れい工及び覆砂工の作業量を増工する必要が生じた。

（3） 工事費及びその財源内訳の変更

（単位：円）

区分	工事費	財源内訳				
		国庫補助金	県補助金	その他 特定財源	公共事業 等債	一般財源
変更前	220,687,852	110,343,000	88,275,000	1,103,000	13,200,000	7,766,852
変更後	229,240,000	114,620,000	91,696,000	1,146,000	13,700,000	8,078,000
増減額	8,552,148	4,277,000	3,421,000	43,000	500,000	311,148

※ 工事費の約 7 割（作れい工）が起債対象

（公共事業等債 充當率 90% 交付税措置率 20%）

（担当課：水産課）

議案第 111 号

佐伯市間越特產品加工施設の指定管理者の指定について

(議案書 32 ページ)

佐伯市間越特產品加工施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 112 号

高松地区漁村センターほか 2 漁村センター等の指定管理者の指定について

(議案書 33 ページ)

高松地区漁村センターほか 2 漁村センター等の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 113 号

佐伯市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(議案書 34 ページ)

児童福祉法等の一部改正により、保護者の就労等の要件を問わず、保育所等に通っていない生後 6 か月から満 3 歳未満までの乳幼児が保育所等を柔軟に利用することができる「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」が新設された。

児童福祉法の規定により、当該事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）を踏まえ、条例で定めなければならないため、新たに条例を制定しようとするものである。



<こども家庭庁作成資料>

<条例の主な内容>

(1) 条例で定める主な事項

第1章 総則（第1条～第19条）	
項目	定める事項
乳児等通園支援事業における基本的事項	<ul style="list-style-type: none">事業者の一般原則（第5条）<u>※ 市の独自規定：暴力団関係者の支配を受けた運営の禁止（第5条第2項）</u>非常災害対応（第6条）安全計画の策定（第7条）自動車を運行する場合の乳幼児の所在の確認（第8条）職員の一般的要件（第9条）職員の知識及び技能の向上の取組（第10条）他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条）乳幼児を平等に取り扱う原則（第12条）虐待等の禁止（第13条）衛生管理等（第14条）食事の提供に係る設備（第15条）運営の重要事項に関する規程の整備（第16条）帳簿の整備（第17条）秘密保持等（第18条）苦情への対応（第19条）

第2章 乳児等通園支援事業（第20条～第26条）	
項目	定める事項
乳児等通園支援事業の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・一般型乳児等通園支援事業（第20条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ※ 余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しない通園支援事業をいう。 ・余裕活用型乳児等通園支援事業（第20条第3項） <ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において、利用児童が定員に満たない場合に利用定員の範囲内で乳幼児を対象として行う通園支援事業をいう。
一般型乳児等通園支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の基準（第21条） ・職員の配置基準（第22条） ・乳児等通園支援の内容（第23条） ・保護者との密接な連絡（第24条）
余裕活用型乳児等通園支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・設備及び職員の配置基準（第25条） ・乳児等通園支援の内容（第26条（第23条を準用）） ・保護者との密接な連絡（第26条（第24条を準用））

第3章 雜則（第27条）	
項目	定める事項
その他の事項	書面に代わる電磁的記録の作成（第27条）

（2） 施行期日

公布の日

（担当課：こども福祉課）

議案第 114 号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(議案書 43 ページ)

家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国が定める基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下これらを「内閣府令」という。））を踏まえ、条例で定めなければならない。

今般、児童福祉法等の一部改正により、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設され、内閣府令が改正されたことに伴い、内閣府令と同様の改正をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 「虐待等の禁止」に係る規定における法律の引用条項の整備

次に掲げる条例における「虐待等の禁止」に係る規定において、児童等に対する虐待に当たる行為を定めた児童福祉法等の引用条項を同法等の改正後の条項に改める。

条番号	改正する条例の名称	改正箇所
第 1 条	佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	第 12 条
第 2 条	佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	第 25 条
第 3 条	佐伯市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	第 12 条

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：こども福祉課)

議案第 115 号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 45 ページ)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「内閣府令」という。））を踏まえ、条例で定めなければならない。

今般、内閣府令の一部改正により、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する健康診断の実施義務について、当該義務が免除される要件が追加されたことに伴い、内閣府令と同様の改正をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 利用乳幼児に対する健康診断の実施義務が免除される要件の追加

家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する健康診断の実施義務が免除される要件は、これまで児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加する（第 17 条第 2 項改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

（担当課：こども福祉課）

議案第 116 号

佐伯市保健センター条例の一部改正について (議案書 46 ページ)

議案第 99 号の概要に記載のとおり、弥生保健センターを弥生地域コミュニティセンター弥生中央分館に移行することに伴い、当該保健センターを廃止しようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 佐伯市弥生保健センターの名称及び位置に係る規定の削除

保健センターの名称及び位置を規定している表から、「佐伯市弥生保健センター」の名称及び位置に係る規定を削除する（第 2 条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（担当課：健康増進課）

議案第 117 号

佐伯市学校林基金条例の制定について (議案書 47 ページ)

令和 7 年 9 月定例会に提出した「令和 6 年度佐伯市各会計決算の認定」に係る監査委員の意見書において、「佐伯市学校林経営条例第 3 条には、「学校林の挙げる収益は、すべてその学校の基本財産として蓄積する。」と規定しているが、同条例の収益処分の趣旨に沿ったしかるべき手配が行われた事績が確認できない。造林を行った先人の想いに沿って同条例の趣旨を有意義に解釈した対応を取られたい。」旨の指摘を受けた。

のことから、佐伯市学校林経営条例第 3 条の規定に基づき、学校林から生ずる収益を蓄積し、当該学校林を管理する学校の教育振興に係る費用に明確に充てるため、基金を設置しようとするものである（条例の施行期日：公布の日）。

（担当課：教育総務課）

議案第 118 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について (議案書 49 ページ)

「佐伯市公民館条例」を廃止するほか、関係条例の規定の整備をしようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市公民館条例の廃止

議案第 99 号の概要に記載のとおり、新たな地域コミュニティ組織づくりを進めている 3 地域（佐伯・佐伯東・鶴岡）の公民館を令和 8 年 4 月からコミュニティセンターに移行することにより、市内の全ての公民館のコミュニティセンターへの移行が完了するため、「佐伯市公民館条例」を廃止する（本則第 93 号追加関係）。

(2) 関係条例の規定の整備

ア 「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」の規定の整備

上記（1）に伴い、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」の規定から、「公民館」を削除する（附則第 3 項関係）。

イ 「佐伯市立佐伯図書館条例」及び「佐伯市歴史資料館条例」の規定の整備

上記（1）に伴い、「佐伯市立佐伯図書館条例」及び「佐伯市歴史資料館条例」の規定中の「公民館」を「コミュニティセンター」に改める（附則第 4 項及び第 5 項関係）。

(3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

（担当課：社会教育課）